

「阿武隈川河川整備委員会」に関する公開方法（案）

1．会議の公開

- (1) 会議、会議資料、議事概要は公開するものとする。ただし特段の理由があるときには、会議、会議資料及び議事概要を非公開とすることができる。
- (2) 前項ただし書きの場合においては、その理由を明示し、会議、会議資料及び議事概要の全部又は一部を非公開とすることができる。

2．議事概要

河川整備委員会の議事について、事務局が議事録概要を作成するものとする。

3．公開の方法

- (1) 会議資料及び議事概要は閲覧、インターネットでの掲載等によるものとする。
- (2) 閲覧場所は下記のとおりとする。

国土交通省	仙台河川国道事務所・岩沼出張所・角田出張所 福島河川国道事務所・伏黒出張所・郡山出張所
-------	--